

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)・引上げ分の地方消費税交付金

315 百万円

(歳出)・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

4,347 百万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

項目	予算科目			平成27年度						
	款	項	目	当初予算	特定財源				一般財源	
					国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	35,409	0	48	0	5,940	2,975	29,421
	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	333,342	161,840	81,425	0	0	9,110	90,077
	民生費	社会福祉費	医療助成費	56,424	0	26,250	0	1	3,051	30,173
	民生費	社会福祉費	保健福祉総合支援センター費	10,169	0	0	0	0	1,028	10,169
	民生費	社会福祉費	地域活動支援センター費	18,324	250	125	0	0	1,815	17,949
	民生費	社会福祉費	子ども医療助成費	230,789	2,752	27,450	0	860	20,199	199,727
	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	693,435	165,293	66,966	0	134,860	58,831	326,316
	民生費	児童福祉費	児童措置費	1,101,850	760,232	170,807	0	0	17,274	170,811
	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	305					31	305
	民生費	児童福祉費	保育所費	191,574	0	0	0	94,667	9,800	96,907
	民生費	児童福祉費	障害児福祉費	60,786	30,000	15,000	0	0	1,596	15,786
	民生費	老人福祉費	老人福祉費	46,885	0	1,873	0	1	4,552	45,011
	民生費	老人福祉費	福祉健康センター費	9,605	0	0	0	895	881	8,710
	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	4,023					407	4,023
	労働費	労働諸費	労働諸費	16,000	0	0	0	0	1,618	16,000
	教育費	小学校費	小学校教育振興費	15,157	775	0	0	0	1,454	14,382
	教育費	小学校費	小学校管理費	26,017	0	0	0	0	2,631	26,017
	教育費	中学校費	中学校教育振興費	14,119	436	0	0	0	1,384	13,683
教育費	中学校費	中学校管理費	9,294	0	0	0	0	940	9,294	
教育費	幼稚園費	幼稚園管理費	174,367	31,374	0	0	9,232	13,527	133,761	
	小計①			3,047,874	1,152,952	389,944	0	246,456	153,104	1,258,522
社会保険	民生費	社会福祉費	医療助成費	3	0	0	0	0	0	3
	民生費	社会福祉費	国民健康保険事業費	164,364	11,241	83,282	0	0	15,126	69,841
	民生費	老人福祉費	老人福祉費	320,109	0	0	0	0	69,330	320,109
	民生費	老人福祉費	後期高齢者医療制度費	273,677	0	37,708	0	0	23,864	235,969
	小計②			758,153	11,241	120,990	0	0	108,320	625,922
保健衛生	民生費	老人福祉費	福祉健康センター費	9,169	0	0	0	0	927	9,169
	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	21,968	0	83	0	0	2,213	21,885
	衛生費	保健衛生費	予防費	217,452	0	16,567	0	8,112	19,496	192,773
	衛生費	保健衛生費	母子保健費	224,971	2,264	0	0	15	24,157	222,692
教育費	教育総務費	事務局費	90	0	0	0	0	9	90	
	小計③			473,650	2,264	16,650	0	8,127	46,802	446,609
	その他④ (地方公務員共済組合法に基づく、基礎年金拠出金及び育児休業手当金)			66,978					6,774	60,204
	合計 ①+②+③+④			4,346,655	1,166,457	527,584	0	254,583	315,000	2,391,257

※ この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の使途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、『消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする』とされているため、その経費を明示したものである。

※ 『社会保障の充実分』に充当した以外の引き上げ分は、『社会保障の安定化分』として各経費にあん分して充当している。